

告 示

埼玉県告示第九百九十九号

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第三条第二号及び第三号に係る事務を次のとおり委託した。

令和六年九月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 受託者の名称及び所在地

株式会社チャリ・ロト

東京都品川区東五反田一丁目十四番十号

二 委託契約締結日

令和六年四月一日

三 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで